

法人県民税・事業税の税率一覧表 (R2.4.1現在)

長野県/県税事務所

法人県民税 ※超過課税を行っています。				法人事業税 ※標準税率を適用しています。													
法人の区分	税率			課税標準の区分	法人の種類	所得の区分	税率										
	H26.9.30以前 開始事業年度	H26.10.1以後 開始事業年度	R1.10.1以後 開始事業年度				H26.9.30以前 開始事業年度	H26.10.1以後 開始事業年度	H27.4.1以後 開始事業年度	H28.4.1以後 開始事業年度	R1.10.1以後 開始事業年度						
法人 税割 額	資本金の額又は出資金の額が1億円以下かつ 法人税額※(分割前)が1千万円以下の法人 (清算法人(注1)を除く)			5.0%	3.2%	1.0%	所得金額を課税の 基礎とするもの (下記の区分に係 るものを除く)	普通法人、公益法人 等、人格のない社団 等	所得のうち年400万円以下の金額※	2.7%	3.4%	3.5%					
	上記以外の法人			5.8%	4.0%	1.8%			所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額※	4.0%	5.1%	5.3%					
	※ 事業年度が1年に満たない場合の法人税額は、次の算式により算出された額となります。 1千万円×事業年度月数(端数切り上げ)÷12 (注1) 清算法人とは、平成22年9月30日までに解散した清算中の法人をいいます。								所得のうち年800万円を超える金額※及び清算所得(注4)	5.3%	6.7%	7.0%					
									資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県 に事務所(事業所)がある法人の所得	5.3%	6.7%	7.0%					
									特別法人 (協同組合・信用金 庫・医療法人など)	所得のうち年400万円以下の金額※	2.7%	3.4%	3.5%				
								所得のうち年400万円を超える金額※及び清算所得(注4)	3.6%	4.6%	4.9%						
								資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上で、3以上の都道府県 に事務所(事業所)がある法人の所得	3.6%	4.6%	4.9%						
均 等 割 額	資本金等の額 (注2)	均等割額 ※ (注3)	※ 事業年度が1年に満たない場合は、当該均等割額に 事業年度月数(端数切り捨て)を乗じ12で除して得た 金額となります。 (注2) 資本金等の額は、法人税法施行令で定める金額です。 ただし、資本金等の額が資本金+資本準備金の合計 額を下回る場合は、合計額が基準となります。 (注3) 平成20年4月1日以後開始する事業年度から「長野 県森林づくり県民税」が加算されています。			収入金額を課税の 基礎とするもの	電気・ガス供給業又 は保険業を行う法人					0.7%	0.9%		1.0%(注5)		
	50億円超	840,000円															
	10億円超 50億円以下	567,000円							外形標準課税 (付加価値額、資 本金等の額及び所 得金額を課税の基 礎とするもの)	普通法人 (資本金の額又は出 資金の額が1億円超 の法人のうち収入金 額を課税の基礎とす るものを除く)	所得のうち年400万円以下の金額※	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%	0.4%	
	1億円超 10億円以下	136,500円									所得のうち年400万円を超え800万円以下の金額※	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%	0.7%	
	1,000万円超 1億円以下	52,500円									所得のうち年800万円を超える金額※及び清算所得(注4)	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
	上記以外の法人	21,000円									3以上の都道府県に事務所(事業所)がある法人の所得	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%	1.0%	
											付加価値割	0.48%		0.72%		1.2%	
											資本割	0.20%		0.30%		0.5%	
						※ 事業年度が1年に満たない場合の所得の区分は、当該金額に事業年度月数(端数切り上げ)を乗じ、12で除して得た金額となります。 (注4) 清算所得とは、平成22年9月30日までに解散した法人の清算所得をいいます。 (注5) 令和2年4月1日以後開始事業年度から、従来収入金額を課税の基礎としていた電気供給業のうち、電気小売事業等及び発電事業等を行う法人の税率等が改正されました。 内容については、長野県公式ホームページで別途ご確認ください。											

【地方法人特別税】 (平成20年10月1日以後開始事業年度より適用)

上記により計算した法人事業税の所得割又は収入割額に対して、次の表の区分に応じた税率により計算した額が、地方法人特別税の税額となります。

※ 令和元年10月1日以後に開始する事業年度から、地方法人特別税は廃止され、法人事業税に統合・復元されました。

課税標準の区分	税率				
	H26.9.30以前 開始事業年度	H26.10.1以後 開始事業年度	H27.4.1以後 開始事業年度	H28.4.1以後 開始事業年度	R1.10.1以後 開始事業年度
外形標準課税法人の所得割額	14.8%	67.4%	93.5%	414.2%	廃止
外形標準課税法人以外の法人の所得割額	8.1%		43.2%		
収入金額課税法人の収入割額	8.1%		43.2%		

【特別法人事業税】 (令和元年10月1日以後開始事業年度より適用)

上記により計算した法人事業税の所得割額又は収入割額に対して、次の表の区分に応じた税率により計算した額が、特別法人事業税の税額となります。

※ 左記において復元される法人事業税の一部(約3割)を分離し、特別法人事業税とするもの。

課税標準の区分	税率
	R1.10.1以後 開始事業年度
外形標準課税法人の所得割額	26.0%
外形標準課税法人以外の普通法人の所得割額	3.7%
所得金額課税となる特別法人の所得割額	34.5%
収入金額課税法人の収入割額	3.0%(注5)

◎ ご不明な点は、お近くの県税事務所へお尋ねください。

◎ 税率は都道府県により異なることがあります。本県以外の都道府県に申告する際は、各都道府県にお尋ねください。